

第五号の四様式(第二条関係)

(宛先) 富山市長

身元（免・個・障・保・税・在）

[illegible]

6 給与所得の内訳 (源泉徴収票のない方は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月 収
1月		円	日	円
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先名				
所 在 地				
電話番号				

7 給与所得に関する事項 (確定)

支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額
	円

8 事業・不動産所得に関する事項 有・無

所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

9 配当所得に関する事項 (確定)

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
国外株式等に係る外国所得税額				

10 雑所得に関する事項 (確定)

種 目	支払者の「名称」及び「所在地」等	収入金額(A)	必要経費(B)	所得金額(A-B)
公的年金	厚生労働省	円		
公的年金				円
			円	円

②6 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・	・
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

所得税の確定申告において特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含めており、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

所得の種類	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円		円イ
	長 期				円ロ
一 時					円ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄に記入してください。				二 合計	イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]

13 寄附金に関する事項

	寄 附 先	寄附金額計
都道府県、市区町村分 (特例控除対象(ふるさと納税など))		円
住所地の共同募金会、日赤支部・ 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

14 事業税に関する事項 (この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。)

非 課 税 所 得 な ど	番号	所得金額
損 益 通 算 の 特 例 適 用 前 の 不 動 産 所 得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白) 円
前 年 中 の 開 廃 業	開始・廃止	月 日
☐ 他都道府県の事務所等		

15 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
氏名	住所	国外居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年 月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	特別障害 者に該当 する場合	級 度
個人 番号	続柄	別居の 場合の 住 所			

17 事業専従者に関する事項

氏名	生年 月日	明・大・昭 平・令	年 月 日	個人 番号	続柄	従事 月数	専従者 給与額
1 氏名							円
2 氏名							円
所得税における青色申告の承認の有無 ☐ 有 ☐ 無							専従者給与(控除)額の合計 091 円

所得のなかった方等の記入欄 令和7年中収入がなかった方や、何らかの事情で申告不要の方もその旨ご記入ください。

1 次の者の扶養を受けていた。 扶養者氏名： 続柄： 住所： ☐ 申告者と同じ ☐ 別住所 ()	4 その他 (昨年の状況を詳しく書いてください)：
2 障害年金・遺族年金・雇用保険等を受給していた。	
3 預貯金で生活していた。	

・表面の個人番号欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
・分離課税に係る所得等のある方は、分離課税用の申告書をあわせて提出してください。
・所得税の確定申告書を税務署へ提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。
・この申告書は令和7年12月現在の税制度で記載してありますので、今後の税法改正等により改められる場合があります。